

## 令和6年度県民だより広告運用管理業務（7月号～3月号）仕様書（案）

### 1 県民だより

- (1) 規 格 タブロイド版8ページ（4色刷り4ページ、2色刷り4ページ）、またはタブロイド版4ページ（4色刷り4ページ）
- (2) ページ数および発行回数  
8ページ（4色刷り4ページ、2色刷り4ページ）、年間1回  
4ページ（4色刷り4ページ）、年間4回
- (3) 発行部数 1回当たり874,000部
- (4) 配布先 新聞折込により一般家庭、事業所等  
配架として市町、県出先機関、公立図書館、公民館、アピタ・ピアゴ、コンビニエンスストア（ローソン、セブン-イレブン、ファミリーマート、ミニストップ）、大学・専門学校、デイサービスセンターなど
- (5) 発行日 原則として毎月1日
- (6) 電子版 県ホームページにおいてPDF版を掲載するとともに、電子ブック版のリンクを掲載

### 2 業務基準

契約書・仕様書に定めるもののほか「静岡県広聴広報課広告事業要綱」「県民だより広告掲載要領」「静岡県広聴広報課広告掲載基準」に基づいて行う。これらに定めのない事項等疑義が生じた場合は、県と協議の上、県の指示によりこれを行う。

### 3 広告枠仕様

- (1) 掲載回数 令和6年7月号(令和6年7月1日発行予定)から  
令和7年3月号(令和7年3月1日発行予定)までのうち新聞折り込みあり号5回（内訳：7、9、11、1、3月号）

#### (2) 広告枠

1号あたり	発行ページ数	掲載箇所	サイズ	ページ当たりの広告主数
買取枠（必須）	8ページ	8ページ下	天地179mm×左右244mm	1～8社
	4ページ	4ページ下	天地89mm×左右244mm	1～4社
追加枠	8ページ	4・5ページ下	天地87mm×左右510mm	1～8社

※1社分のサイズは問わない。

※広告主が複数社の場合は、各社の広告と広告の間に1mm以上の間隔を空けるものとする。

※広告は1社ごと罫線で囲むものとし、罫線の色は黒色、太さは0.5ポイントとする。

※掲載広告は4色とする。

### (3) 発行ページ数

各号の発行ページ数は、契約締結後速やかに県から示すものとし、これを変更する場合は発行日の45日前までに連絡する。

## 4 追加の広告枠

毎号の買取枠を超えて、なお広告主が確保できる場合は、さらに前項(2)に示す位置に広告の追加掲載ができるものとする。

追加枠への広告掲載を希望する場合は、原則として発行日の40日前(土曜、日曜、祝日の場合は直前の平日)までに、予定広告主等を記載した書面で県に申し出ること。

## 5 広告の確認

掲載しようとする広告については、原則として発行日の20日前(土曜、日曜、祝日の場合は直前の平日)までに協議書(様式第1号)を県に提出して掲載する広告の確認を受ける。協議書には、広告内容が判読できるデザイン案またはスケッチに参考となる資料等を添付し、提出するものとする。(広告内容に掲載する日付等については協議書提出の時点では固まっていなくてもよい。)

## 6 原稿の提出

広告原稿は、電子記録媒体等で完全版下原稿を作成し、あらかじめその写しを県に提出の上、原則として発行日の15日前(土曜、日曜、祝日の場合は直前の平日)までに、県の指定する場所へ納品すること。納品するデータ形式及び納品後、原稿を修正する必要がある場合などは、県及び別途、県が指定する印刷業者と協議の上、速やかにその作業を行うこと。

## 7 広告作成の留意点

- (1) 各社の広告には、必ず広告枠内側の右上隅に5mm×10mm枠で「**広告**」と明示すること。なお、「**広告**」の枠の右上隅の頂点と広告枠の右上隅の頂点は必ず重ねること。また、「**広告**」の枠は黒色、太さは0.5ポイント、文字の色は黒色、ゴシック体で10.2ポイントの大きさとし、ユニバーサルデザインフォントとすること。また、枠内は白色とすること。ただし、特段の理由により、「**広告**」の枠の右上隅の頂点と広告枠の右上隅の頂点を重ねることができない場合は、事前に県に協議すること。
- (2) 問い合わせ先の名称及び電話番号を掲載すること。
- (3) 同一の広告主による広告を同一号の複数箇所に掲載することはできない。
- (4) 「静岡県広聴広報課広告掲載基準」のほかに、記事内容とのバランス等から、広告の内容、広告の色彩、広告内の文字の大きさ、広告のデザイン等について県から配慮を求める場合、県と契約を締結した者は、広告主と協議する等、県の意向に沿うよう最大限努力すること。

(様式第1号)

県民だより広告運用管理業務に係る協議書（買取枠・追加枠）

令和 年 月 日

静岡県知事様

住所

氏名

令和6年度県民だより広告運用管理業務において 月分の広告を選定するにあたり、下記の者とその広告が静岡県広聴広報課広告掲載基準及び県民だより広告掲載要領に定める基準に適うと認められるので協議します。

	掲載を希望する広告主	住所	広告内容	掲載箇所	新規・継続
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

※添付書類

- 1 法人登記簿の写し（新規の場合。ただし、掲載希望月から1年以内に「しずおか県民だより」への掲載実績がある場合を除く。）
- 2 広告ラフ案